

平成19年度

人事行政の運営の状況

人事行政の運営における公正性、透明性を高めるため、「西海市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、西海市の人事行政の運営状況について次のとおり公表いたします。

【公表している項目】

1. 職員の任免の状況
2. 職員の給与及び職員数に関する状況
3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
4. 職員の分限及び懲戒処分の状況
5. 職員のサービスの状況
6. 職員の研修の状況
7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の任免に関する状況

(1)職員数の状況

① 採用、退職(平成18年度)

	人数	職種
採用	8	一般行政職 3 技術職 1、医師 2、看護師 2
退職	17	一般行政職 11、教育職 1 労務職 3、技術職 1、医師 1

2 職員の給与及び職員数に関する状況

(1) 総括

① 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 34,085	千円 19,770,783	千円 537,150	千円 3,144,441	% 15.9	% 13.5

② 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 327	千円 1,310,724	千円 225,523	千円 533,117	千円 2,069,364	千円 6,328	千円 6,002

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

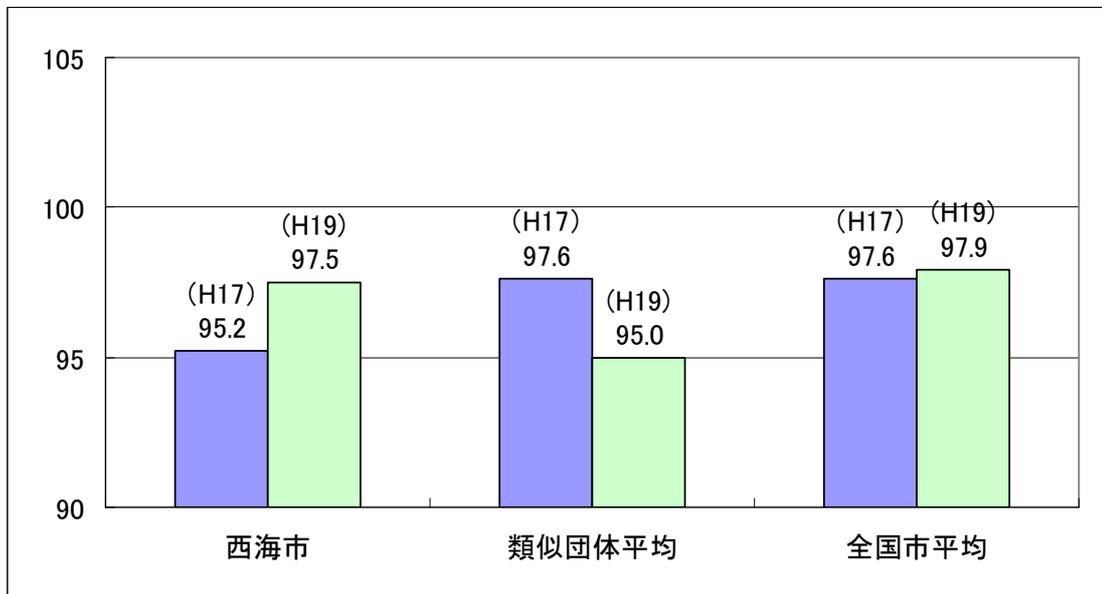
2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。

③ 特記事項

平成17年4月1日に合併(西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町)

平成18年10月から給与抑制措置として、特別職について市長は10%、副市長・収入役・教育長は5%給与を減額している。

④ ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

I 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
西海市	40.8歳	319,300円	385,096円	347,992円
長崎県	43.5歳	360,471円	449,558円	398,487円
国	40.7歳	325,724円	—	383,541円
類似団体	43.1歳	332,495円	380,989円	357,931円

II 技能労務職

区分	公務員					県内民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
西海市	48.8歳	52人	311,200円	336,637円	322,069円	—	—	—	—
うち清掃職員	44.6歳	5人	248,800円	257,300円	253,100円	廃棄物処理業従事員	43.3歳	299,800円	0.86
うち学校給食員	53.7歳	7人	381,800円	389,871円	383,614円	調理士	41.9歳	211,700円	1.84
うち用務員	47.7歳	10人	358,300円	371,804円	368,640円	用務員	53.9歳	227,200円	1.64
長崎県	44.8歳	631人	326,968円	383,270円	353,589円	—	—	—	—
国	48.8歳	5193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—
類似団体	47.3歳	40人	294,501円	317,172円	306,044円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
西海市	5,466,655	—	—
うち清掃職員	4,194,756	4,192,600	1.00
うち学校給食員	6,437,435	2,866,600	2.25
うち用務員	6,136,149	3,284,300	1.87

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

② 職員の初任給の状況(19年4月1日現在)

区 分		西海市	長崎県	国
一般行政職	大学卒	170,200円	170,200円	170,200円
	高校卒	138,400円	138,400円	138,400円
技能労務職	大学卒	—	152,700円	—
	高校卒	145,700円	138,200円	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（19年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	258,600 円	304,700 円	363,900 円
	高校卒	212,600 円	268,200 円	311,300 円
技能労務職	高校卒	211,500 円	262,700 円	314,000 円

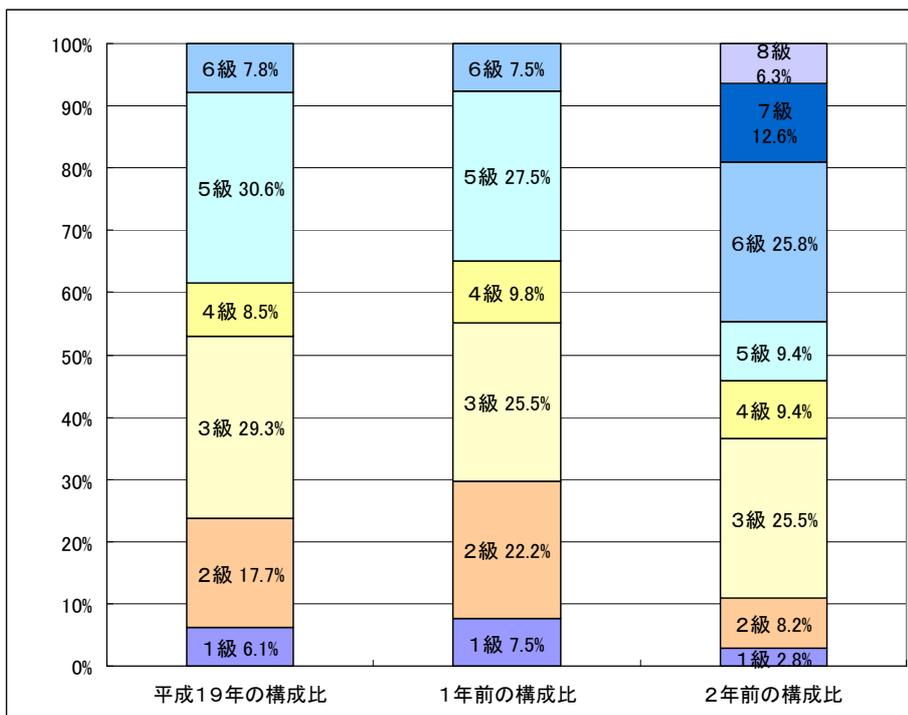
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	部長、総合支所長、次長、局長、理事	23 人	7.8 %
5 級	課長、主幹、参事、課長補佐	90 人	30.6 %
4 級	課長補佐	25 人	8.5 %
3 級	係長、主査	86 人	29.3 %
2 級	主事、技師	52 人	17.7 %
1 級	主事、技師、主事補、技師補	18 人	6.1 %

(注) 1 西海市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に8級制から6級制に変更している。

(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

② 昇給への勤務成績の反映状況

実績なし

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

西 海 市		長 崎 県		国	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)		—	
1,481 千円		1,850 千円			
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(-) 月分	(-) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~15%	・役職加算	5~20%	・役職加算	5~20%
・管理職加算	なし	・管理職加算	10~20%	・管理職加算	10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

実績なし

② 退職手当 (19年4月1日現在)

西 海 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
(退職時特別昇給 勸奨退職 1号昇給)					
一人当たり平均支給額	1,323千円	25,460千円			

(注) 退職手当1人当たりの平均支給額は、平成18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

③ 地域手当 (19年4月1日現在)

支給実績なし

④ 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)	3,199 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	69,543 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	14.07 %		
手当の種類(手当数)	12 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	市税事務従事者	市税の賦課、徴収又は収納管理に関する業務	給料月額額の100分の3
医師手当	診療所医師	医師に対する手当	月額100万円以内
看護業務手当	社会福祉施設等に勤務する保健師及び看護師	保健師、看護師及び助産師の業務	給料月額額の100分の3
夜間介護手当	大崎やすらぎ荘に勤務する職員	夜間勤務に従事したとき	1回4,000円
社会福祉業務手当	福祉事務所ケースワーカー	ケースワーク、心理判定、一時保護棟の業務	月額10,000円
	老人ホーム寮母及び介護員	入所者の介護業務	月額4,000円
感染症等防疫作業手当	感染の危険がある作業等に従事した職員	感染の危険がある作業に従事したとき	日額1,800円
行旅病人、死亡人取扱作業手当	行旅病人、死亡人の取扱作業に従事した職員	行旅病人、死亡人の取扱作業に従事したとき	(病人) 1回1,500円 (死亡人)1回3,000円
狂犬病予防作業手当	狂犬病の予防注射違反犬の捕獲等に従事した職員	狂犬病の予防注射違反犬の捕獲等に従事したとき	日額200円
畜犬等死体処理手当	業務従事職員	畜犬等死体処理業務	1件につき500円
衛生危険業務手当	特定感染症患者等に対応した職員	特定感染症患者等の対応に従事したとき	日額500円
航海手当	市営船乗組員	市営船航海業務	(船長) 給料月額額の100分の8 (船長他)給料月額額の100分の4
火葬業務手当	業務従事職員	火葬業務	1体処理につき2,000円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	78,356 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	289 千円
支給実績(17年度決算)	134,832 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	429 千円

⑥ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に対して支給されます</p> <p>①配偶者 13,000円</p> <p>②配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,000円</p> <p>③扶養手当の支給対象となっていない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人 6,500円</p> <p>④配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円</p> <p>⑤加算(16～22歳までの子がいる場合) 1人につき 5,000円</p>	同じ		51,180 千円	236,944 円
住居手当	<p>借家又は借間に居住し、一定額12,000円を超える家賃等を支払っている職員又は自宅に居住して世帯主である職員に支給されます。</p> <p>①月額23,000円以下の家賃を負担 家賃月額-12,000円</p> <p>②月額23,000円を超える家賃を負担 (家賃月額-23,000円)×1/2+11,000円</p> <p>③自宅居住者 2,500円(5年間)</p>	同じ		17,000 千円	147,826 円
通勤手当	<p>通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給します。</p> <p>①交通機関等利用者 1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円まで全額支給</p> <p>②交通用具利用者 距離に応じて2,000円～24,500円</p>	同じ		29,929 千円	109,230 円
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km以上を満たす職員)に支給されます。</p> <p>23,000円+加算額</p> <p>※加算額は距離に応じて6,000円～45,000円</p>	同じ		805 千円	268,333 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給されます。</p> <p>役職に応じて 8%～12%</p>	異なる	支給割合が一部異なる	30,773 千円	512,883 円
特地勤務手当	<p>離島その他の生活の著しく不便な地に在所する公署として勤務する職員に支給されます。</p> <p>(給料月額+扶養手当)×20/100</p>	異なる	支給割合が一部異なる	2,923 千円	584,600 円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当を受給している職員が、休日において、臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給されます。</p> <p>勤務1回につき6,000円・9,000円</p>	異なる	支給額が異なる	309 千円	16,263 円

(5) 特別職の報酬等の状況 (19年4月1日現在)

区分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	753,300 円 (837,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 995,000 円 / 460,000 円	
	副市長	634,600 円 (668,000 円)	750,000 円 / 347,500 円	
	収入役	586,200 円 (617,000 円)	690,000 円 / 535,500 円	
報 酬	議 長	389,000 円	495,000 円 / 274,000 円	
	副議長	329,000 円	425,000 円 / 234,000 円	
	議 員	310,000 円	400,000 円 / 220,000 円	
期 末 手 当	市 長 副市長 収入役	(18年度支給割合) 3.35 月分		
	議 長 副議長 議 員	(18年度支給割合) 3.35 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	837千円×在職月数×0.5	2,008万円	任期毎
	副市長	668千円×在職月数×0.3	962万円	任期毎
	収入役	617千円×在職月数×5/24	617万円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 市長、副市長及び収入役の給料については、平成18年10月から減額して支給しています。
()内は、減額措置を行う前の金額です。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6)職員数の状況

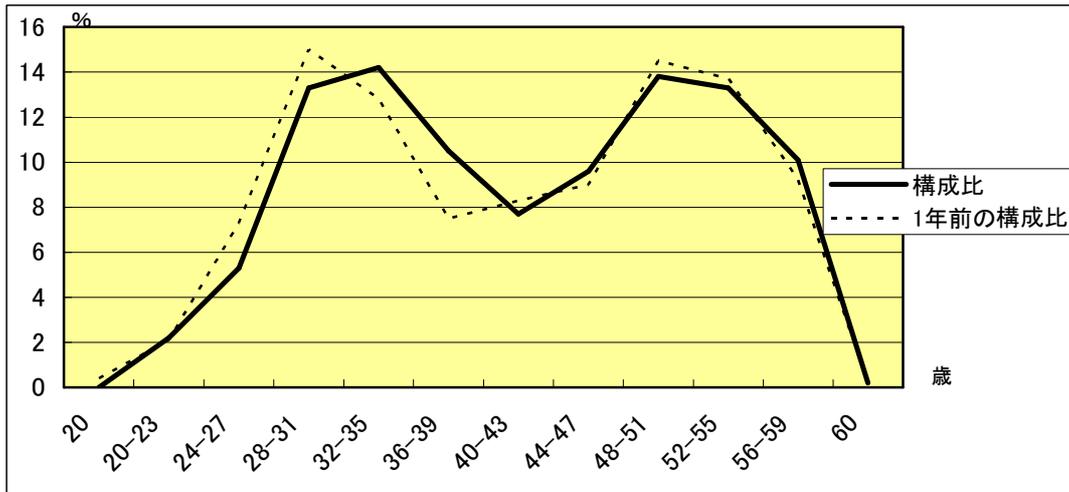
① 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	5	0	
		総 務	104	96	-8	総合支所再編による減員
		税 務	22	22	0	
		民 生	61	45	-16	総合支所再編による減員
		衛 生	36	39	3	環境事務の充実による増員
		農林水産	33	31	-2	総合支所再編による減員
		商 工	5	4	-1	
		土 木	25	29	4	土木事務の充実による増員
		計	291	271	-20	<参考> 人口1万人当たり職員数 79.51 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 76.03 人)
	教育部門	55	57	2	スポーツ振興課の新設による増員	
	小 計	346	328	-18	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.23 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 103.28 人)	
公営企業等会計部門	病 院	53	53	0		
	水 道	23	18	-5	総合支所再編による減員	
	交 通	6	6	0		
	下 水	9	10	1		
	そ の 他	31	43	12		
	小 計	122	130	8		
合 計		468 [480]	458 [480]	-10 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 134.37 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、派遣職員を除く。(教育長を含む)

2 []内は、条例定数の合計である。

② 年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		20歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	10人	24人	61人	65人	48人	35人	44人	63人	61人	46人	1人	458人

③ 定員管理の数値目標及び進捗状況

I 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
480人	431人	49人	10.21%

(参考) 西海市集中改革プランにおける定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年 4月 1日	平成22年 4月 1日	49人の純減

Ⅱ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要 (各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	17年～19年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	計	数値目標
一般会計	職員数	380	374	370	—	343
その他	増減	—	△ 6	△ 4	△ 10 (27.0 %)	△ 37
国民健康保険	職員数	10	10	9	—	9
特別会計(直診)	増減	—	0	△ 1	△ 1 (100.0 %)	△ 1
簡易水道事業	職員数	21	18	13	—	13
特別会計	増減	—	△ 3	△ 5	△ 8 (100.0 %)	△ 8
下水道事業	職員数	9	9	10	—	10
特別会計	増減	—	0	1	1 (100.0 %)	1
交通船	職員数	6	6	6	—	6
特別会計	増減	—	0	0	0 (100.0 %)	0
水道事業会計	職員数	5	5	5	—	5
	増減	—	0	0	0 (100.0 %)	0
工業用水道	職員数	3	3	1	—	1
事業会計	増減	—	0	△ 2	△ 2 (100.0 %)	△ 2
市立病院	職員数	46	43	44	—	44
事業会計	増減	—	△ 3	1	△ 2 (100.0 %)	△ 2
合計	職員数	480	468	458	—	431
	増減	—	△ 12	△ 10	△ 22 (44.9 %)	△ 49

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(7) 公営企業職員の状況

① 病院事業

I 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	702,887	2,983	420,794	59.87	65.08

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	44	172,724	37,595	67,645	277,964	6,317	6,984

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

II 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
西海市 病院事業	医 師	44.4歳	607,400	1,358,207
	看 護 師	47.4歳	337,656	514,514
	事務職員	44.4歳	383,325	577,246
市町村平均	医 師	43.0歳	564,908	1,294,193
	看 護 師	37.0歳	293,387	473,921
	事務職員	44.2歳	356,684	552,044
事業者		-	-	-

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

III 職員の手当の状況

i 期末手当・勤勉手当

西海市病院事業		西海市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)	
1,503	千円	1,481	千円
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~15%	・役職加算	5~15%
・管理職加算	なし	・管理職加算	なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

ii 退職手当（19年4月1日現在）

西海市病院事業			西海市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
（退職時特別昇給 勸奨退職 1号昇給）			（退職時特別昇給 勸奨退職 1号昇給）		
一人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	一人当たり平均支給額	1,323千円	25,460千円

（注）退職手当1人当たりの平均支給額は、平成18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

iii 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）	17,045 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	516,503 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）	75.00 %		
手当の種類（手当数）	8 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師手当	病院医師	医師に対する手当	月額100万円以内
医療検査業務手当	検査技師及び助手	医療検査業務	給料月額100分の5
放射線取扱手当	レントゲン技師及び助手	レントゲン業務	(技師)給料月額100分の7 (助手)給料月額100分の5
薬剤師手当	薬剤師	薬剤師の対する手当	給料月額100分の5
歯科技工士手当	歯科技工士	歯科技工の業務	給料月額100分の7
理学療法士手当	理学療法士	理学療法業務	給料月額100分の5
夜間看護手当	病院に勤務する看護師及び准看護師	夜間勤務に従事したとき	1回6,000円
衛生危険業務手当	特定感染症患者等に対応した職員	特定感染症患者等の対応に従事したとき	日額500円

iv 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	6,129 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	149 千円
支給実績（17年度決算）	6,926 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	173 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

v その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に対して支給されます</p> <p>①配偶者 13,000円</p> <p>②配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,000円</p> <p>③扶養手当の支給対象となっていない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人 6,500円</p> <p>④配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円</p> <p>⑤加算(16～22歳までの子がいる場合) 1人につき 5,000円</p>	同じ		4,712 千円	224,381 円
住居手当	<p>借家又は借間に居住し、一定額12,000円を超える家賃等を支払っている職員又は自宅に居住して世帯主である職員に支給されます。</p> <p>①月額23,000円以下の家賃を負担 家賃月額-12,000円</p> <p>②月額23,000円を超える家賃を負担 (家賃月額-23,000円)×1/2+11,000円</p> <p>③自宅居住者 2,500円(5年間)</p>	同じ		1,251 千円	96,215 円
通勤手当	<p>通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給します。</p> <p>①交通機関等利用者 1箇月当たりの運賃等相当額が 5,500円まで全額支給</p> <p>②交通用具利用者 距離に応じて2,000円～24,500円</p>	同じ		3,508 千円	134,919 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給されます。</p> <p>役職に応じて 8%～12%</p>	異なる	支給割合が一部異なる	2,038 千円	679,176 円
宿日直手当	<p>宿日直勤務をした場合に支給されます。</p> <p>1回につき 医師 20,000円、看護師 7,200円</p>	異なる	支給割合が一部異なる	3,201 千円	188,306 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給されます。</p> <p>1時間当たりの給与額×0.25</p>	異なる	支給額が異なる	3,825 千円	166,315 円

IV 定員管理の数値目標及び進捗状況

i 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
46 人	44 人	2 人	4.3 %

(参考) 西海市集中改革プランにおける定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年 4月 1日	平成22年 4月 1日	49人の純減

ii 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→ (6) ③ IIを参照

② 水道事業

I 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	178,307	26,304	32,312	18.1%	20.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	5	19,874	4,100	8,338	32,312	6,462	6,895

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

II 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	46.4歳	338,483	507,399
市町村平均	45.3歳	375,666	572,943

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

Ⅲ 職員の手当の状況

i 期末手当・勤勉手当

西海市水道事業		西海市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)	
1,668 千円		1,645 千円	
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~15%	・役職加算	5~15%
・管理職加算	なし	・管理職加算	なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

ii 退職手当 (19年4月1日現在)

西海市水道事業			西海市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
(退職時特別昇給 勸奨退職 1号昇給)			(退職時特別昇給 勸奨退職 1号昇給)		
一人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	一人当たり平均支給額	1,323千円	25,460千円

(注) 退職手当1人当たりの平均支給額は、平成18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

iii 特殊勤務手当 (19年4月1日現在)

支給実績なし

iv 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	1,464 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	183 千円
支給実績(17年度決算)	1,139 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	114 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

v その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給されます ①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人につき6,000円 ③扶養手当の支給対象となっていない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人 6,500円 ④配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ⑤加算(16～22歳までの子がいる場合) 1人につき5,000円	同じ		1,189 千円	198,083 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額12,000円を超える家賃等を支払っている職員又は自宅に居住して世帯主である職員に支給されます。 ①月額23,000円以下の家賃を負担 家賃月額-12,000円 ②月額23,000円を超える家賃を負担 (家賃月額-23,000円)×1/2+11,000円 ③自宅居住者 2,500円(5年間)	同じ		— 千円	— 円
通勤手当	通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給します。 ①交通機関等利用者 1箇月当たりの運賃等相当額が 5,500円まで全額支給 ②交通用具利用者 距離に応じて2,000円～24,500円	同じ		622 千円	124,320 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。 役職に応じて 8%～12%	異なる	支給割合が一部異なる	535 千円	267,666 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日において、臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給されます。 勤務1回につき6,000円・9,000円	異なる	支給額が異なる	18 千円	9,000 円

IV 定員管理の数値目標及び進捗状況

i 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
5 人	5 人	0 人	0 %

(参考) 西海市集中改革プランにおける定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年 4月 1日	平成22年 4月 1日	49人の純減

ii 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→ (6) ③ IIを参照

③ 工業用水道事業

I 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	69,013	7,824	19,149	27.7%	27.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	3	12,326	1,772	5,051	19,149	6,383	6,773

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

II 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	-	-	-
市町村平均	45.1歳	372,599	569,636

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

III 職員の手当の状況

i 期末手当・勤勉手当

西海市水道事業		西海市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)	
1,686 千円		1,645 千円	
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~15%	・役職加算	5~15%
・管理職加算	なし	・管理職加算	なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

ii 退職手当（19年4月1日現在）

西海市水道事業			西海市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
（退職時特別昇給 勸奨退職 1号昇給）			（退職時特別昇給 勸奨退職 1号昇給）		
一人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	一人当たり平均支給額	1,323千円	25,460千円

（注）退職手当1人当たりの平均支給額は、平成18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

iii 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績なし

iv 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	8 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	4 千円
支給実績（17年度決算）	50 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	25 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

v その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給されます ①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人につき6,000円 ③扶養手当の支給対象となっていない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人 6,500円 ④配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ⑤加算(16～22歳までの子がいる場合) 1人につき5,000円	同じ		634 千円	211,333 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額12,000円を超える家賃等を支払っている職員又は自宅に居住して世帯主である職員に支給されます。 ①月額23,000円以下の家賃を負担 家賃月額-12,000円 ②月額23,000円を超える家賃を負担 (家賃月額-23,000円)×1/2+11,000円 ③自宅居住者 2,500円(5年間)	同じ		— 千円	— 円
通勤手当	通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、運賃等を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給します。 ①交通機関等利用者 1箇月当たりの運賃等相当額が 5,500円まで全額支給 ②交通用具利用者 距離に応じて2,000円～24,500円	同じ		271 千円	135,600 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。 役職に応じて 8%～12%	異なる	支給割合が一部異なる	— 千円	— 円

IV 定員管理の数値目標及び進捗状況

i 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
3 人	1 人	2 人	66.7 %

(参考) 西海市集中改革プランにおける定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年 4月 1日	平成22年 4月 1日	49人の純減

ii 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→ (6) ③ IIを参照

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

	1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休息時間
勤務時間	40時間	8時間	8時30分	17時15分	12時15分～13時	12時～12時15分 15時～15時15分

(2) 年次有給休暇の取得状況

平均取得日数	消化率
9.4日	24.30%

※取得状況は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までのものです。

(3) 休暇制度の概要

休暇の種類	付与要件	付与日数	
年次有給休暇	職員の請求	年20日を限度に付与	
公傷休暇	職員が公務による負傷・疾病による療養	必要と認められる期間	
病気休暇	職員の負傷・疾病による療養	必要と認められる期間	
療養休暇	職員の結核性疾患による療養	必要と認められる期間	
生理休暇	女性職員が生理日に勤務が困難な場合	必要と認められる期間	
特別休暇 (主なもの)	骨髄移植のための休暇	骨髄液の提供に際する検査、入院等	必要と認められる期間
	結婚休暇	結婚式等の行事	7日以内
	産前休暇	8週間(多胎妊娠14週間)以内に出産予定	出産日までの請求期間
	産後休暇	女性職員が出産した場合	8週間
	育児時間休暇	生後満1歳に達しない子の育児	1日2回 各30分以内
	妻の出産休暇	妻の出産に伴う入院の付き添い等	2日以内
	子の看護休暇	小学校就学前の子の看護	年5日以内
	忌引休暇	親族の死亡	1日～10日
	父母の追悼休暇	父母の追悼のための特別な行事	1日
	夏季休暇	7月から9月期間における休暇	3日
ボランティア休暇	被災者支援、福祉施設でのボランティア活動	年5日以内	
介護休暇	親族が疾病等で介護が必要な場合	6ヵ月以内(無給)	
組合休暇	許可を得て職員団体の業務に従事する場合	年30日以内(無給)	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分(地方公務員法第28条)

処分事由 \ 処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			4		4
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合			1		1
条例で定める事由の場合					0
合 計	0	0	5	0	5

(2)懲戒処分(地方公務員法第29条)

処分事由 \ 処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					0
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合	3	3	1		7
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合					0
合 計	3	3	1	0	7

5 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する基本原則

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務に専念しなければならない根本基準のほか、次のような義務が定められています。

- ① 法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

(2) 職員のサービス規律の確保

平成18年度においては、次に掲げる通知などにより、職員のサービス規律の確保に努めました。

日 付	内 容
平成18年9月6日	飲酒運転防止の徹底について
平成18年9月15日	事務処理の適正化について
平成18年11月20日	市役所及び市職員に対する信頼の回復について
平成18年12月21日	地方公務員の年末年始における厳正なサービス規律の確保について
平成19年2月1日	適切な事務処理の徹底について

6 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況

研修の種類	研修名	対象者	受講者数(人)
特別職研修	トップセミナー	三役及び部課長級	2
	助役・総務部課長研修	助役及び総務部課長	1
階層別研修	新規採用職員研修	新規採用職員	3
	フォローアップ研修	新規採用職員	3
	吏員研修Ⅰ	採用後4年程度	3
	吏員研修Ⅱ	採用後8年程度	15
	吏員研修Ⅲ	採用後12年程度	7
	中都市中堅職員合同研修	30～35歳程度	3
	新任監督職研修	係長相当職1年未満	1
	現任監督職研修	係長相当職	2
専門研修	法制執務研修		9
	政策法務入門研修		5
	政策形成入門研修		4
	ブロック別政策形成研修		3
	契約事務実務研修	契約事務担当職員	3
	集中改革研修	係長級～部課長級	1
	自治体経営改革研修	係長級～部課長級	2
	電子自治体時代の情報施策研修	担当職員	1
	危機管理特別セミナー	課長補佐以上	1
	税務職員初任者研修	税務担当職員	4
	税務職員農業所得研修	税務担当職員	6
	所得課税実務研修	税務担当職員	4
	市町村税徴収事務研修	税務担当職員	2
	徴収事務基本講座	税務担当職員	2
	出納事務と決算処理実務研修		1
	企業会計入門研修		2
	水道事業経営管理事務研修		4
	病院事業経営管理事務研修	担当職員	3
	民間派遣研修		1
	韓国で農村女性グループと交流する研修	担当職員	2
	ブロック別人事評価研修	係長級～部課長級	1
	業務改善研修		2
	コーチング研修		3
	プレゼンテーション研修		1
	交渉力養成研修		1
	他者との交流能力を高める研修		1
	クレーム対応研修		3
	現代マナー研修		1
合 計			113

(2) 職場内研修の状況

研 修 名	受講者数(人)
契約の基礎研修	100
メンタルヘルス研修	103
組織機構、財政計画の研修	195
文書事務研修	66

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉制度

項目	実施主体	概要
共 済 制 度	長崎縣市町村職員共済組合 公立学校共済組合長崎支部	短期給付、長期給付及び保健事業等を行っています。 ※各共済組合制度による
公務災害補償制度	地方公務員災害補償基金	職員が公務上労働災害を受けた場合、地方公務員災害補償法に基づく補償を受けます。 (平成18年度 認定件数 2件)

(2) 職員の健康診断の状況(平成18年度)

項目	受診者数	実施主体
定期健康診断	449	西海市役所
短期人間ドック	48	長崎縣市町村職員共済組合
日帰りドック	39	
脳ドック	16	

(3) その他の福利厚生事業 (平成18年度)

項目	実施主体	概要	補助額	対象者数
人間ドック助成	西海市職員互助会	職員が人間ドックを受診した際に、6割の助成を行う (限度額 1万円)	円 939,500	人 103

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

内容	件数
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	0件
職員に対する不利益な処分についての不服申立て	1件